

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	キリンホールディングス株式会社	コード	2503
提出日	2018/2/27	異動(予定)日	2018/3/29
独立役員届出書の提出理由	平成30年3月29日に開催予定の定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため。		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	有馬 利男	社外取締役	○														○		有
2	荒川 詔四	社外取締役	○														○		有
3	岩田 喜美枝	社外取締役	○														○		有
4	永易 克典	社外取締役															○		
5	森 正勝	社外監査役	○														○		有
6	松田 千恵子	社外監査役	○														○		有
7	中田 順夫	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	有馬利男氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識、特にグループ企業の統率、企業の社会的責任に関する高い見識を有しています。これらに基づき、平成23年3月に当社社外取締役に就任して以来、当社の経営に対して、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、有益な意見の提起や指導を行い、取締役会においては議長として運営を主導しています。また、左記のとおり、同氏は上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
2	該当事項はありません。	荒川詔四氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識、特にグローバルな市場での経営展開及びグループ企業の統率に関する高い見識を有しています。これらに基づき、平成27年3月に当社社外取締役に就任して以来、当社の経営に対して、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、有益な意見の提起や指導を行っています。また、左記のとおり、同氏は上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
3	該当事項はありません。	岩田喜美枝氏は、長年にわたる行政官及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識、特に企業の社会的責任、女性活躍推進等に関する高い見識を有しています。平成24年3月に当社社外監査役に就任し、平成28年3月に当社社外取締役に就任しましたが、その間、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、適切な牽制機能及び有益な意見の提起や指導を行い、指名・報酬諮問委員会の委員長として同委員会の運営を主導しています。また、左記のとおり、同氏は上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
4	永易克典氏は、平成28年3月まで、当社の主要な取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行の代表取締役会長を務めていました。	永易克典氏は、平成28年3月まで、当社の主要な取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行の代表取締役会長を務めており、独立役員として指定していません。しかしながら、同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識、特に金融機関経営を通じての財務に関する深い知見・グループ企業の統率に関する高い見識を有しています。同氏個人が利害関係を有するものではないこと、また、平成28年3月に当社社外取締役に就任して以来、当社の経営に対して、客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、有益な意見の提起や指導を行っていることから、社外取締役として選任しています。
5	該当事項はありません。	森正勝氏は、平成27年3月に当社社外監査役に就任して以来、長年にわたるコンサルティング会社経営者、大学学長及び理事としての豊富な経験による、企業経営に係る幅広い知識と高い専門性に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしています。また、左記のとおり、同氏は上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
6	該当事項はありません。	松田千恵子氏は、平成28年3月に当社社外監査役に就任して以来、長年にわたるコンサルティング会社経営者、大学教授としての豊富な経験による、企業経営に係る幅広い知識と高い専門性に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしています。また、左記のとおり、同氏は上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
7	該当事項はありません。	中田順夫氏には、弁護士として長年にわたり国内外の著名な法律事務所パートナーを務めたことによる、M&A案件を中心とした企業法務全般に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしていただくことを期待しています。また、左記のとおり、同氏は上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。 なお、同氏が代表パートナーを務める日比谷中田法律事務所に対しては、当社連結子会社による弁護士報酬の支払いがありますが、当年度における同事務所への支払金額は同事務所の総収入の1%にも満たない少額なものであり、同氏は一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。

4. 補足説明

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、以下のとおり独自の基準を定めています。ただし、社外役員の選任には、独立性だけでなく、それぞれの知識、能力、見識及び人格等を考慮して選定していますので、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ社外役員として当社の意思決定に対し指摘、意見することができる人材については、以下の基準に該当する場合であっても社外役員として招聘することがあります。

【社外役員の独立性に関する基準】

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役又は社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしております。

- ① 当社（当社連結子会社を含む。以下同じ。）を主要な取引先とする者
- ② 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ③ 当社の主要な取引先である者
- ④ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑥ 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている者
- ⑧ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑨ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑩ 上記①～⑨に過去3年間において該当していた者
- ⑪ 上記①～⑨に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑫ 当社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

(注)

1. ①及び②において、「当社を主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上又は1億円のいずれか高い方の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。なお、その者（又は会社）が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、年間総収入又は年間単体売上高を基準とする。
2. ③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）」、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
3. ⑤、⑦及び⑧において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。
4. ⑥において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の年間総収入の2%以上又は1億円のいずれか高い方」であることをいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。